

理 由 書

本理由書は、都市計画法第 17 条第 1 項の規定に基づき、毛呂山・越生都市計画ごみ焼却場の決定についての理由を示したものです。

I 毛呂山・越生都市計画区域における位置等

毛呂山・越生都市計画区域は、毛呂山町、鳩山町の行政区域の全域及び越生町の行政区域の一部で構成しており、都心から約 50 km 圏、埼玉県ほぼ中央に位置しています。

【1 (仮称) 鳩山新ごみ焼却施設】

本施設は、東武東上線高坂駅から南西約 9.5km、関越自動車道坂戸西スマート IC から北西へ約 8km に位置する、面積約 49,100 m²のごみ焼却施設です。

II 決定の必要性

本施設は、埼玉西部環境保全組合が鶴ヶ島市、毛呂山町、鳩山町及び越生町と連携し運営するごみ焼却施設であり、現在、鶴ヶ島市で稼働中の鶴ヶ島町ごみ焼却場の更新施設です。

現在の施設は、稼働後 20 年が経過し、施設及び装置の老朽化が著しく進行していることから、建替えに伴い適切な移転場所を検討した結果、当該地が適切と判断しました。このため、本施設を新たに都市計画決定するものです。

III 決定の内容

名 称		位 置	面 積	内 容
番号	ごみ焼却場名			
1	(仮称) 鳩山新ごみ焼却施設	鳩山町大字泉井、熊井地内	約 49,100 m ²	新規決定

IV 関連する都市計画

なし